

平成 30 年第 6 回辰野町議会定例会会議録（1 日目）

1. 招集告示年月日 平成 30 年 8 月 29 日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成 30 年 9 月 3 日 午前 10 時 00 分
4. 議員総数 14 名
5. 出席議員数 14 名

1 番	小 澤 睦 美	2 番	向 山 光
3 番	熊 谷 久 司	4 番	山 寺 はる美
5 番	篠 平 良 平	6 番	中 谷 道 文
7 番	宇 治 徳 庚	8 番	成 瀬 恵津子
9 番	瀬 戸 純	10 番	宮 下 敏 夫
11 番	根 橋 俊 夫	12 番	垣 内 彰
13 番	堀 内 武 男	14 番	岩 田 清

6. 会議事項

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 平成 29 年度辰野町一般会計決算
- 日程第 4 議案第 2 号 平成 29 年度辰野町上水道事業会計決算
- 日程第 5 議案第 3 号 平成 29 年度辰野町簡易水道特別会計決算
- 日程第 6 議案第 4 号 平成 29 年度辰野町公共下水道特別会計決算
- 日程第 7 議案第 5 号 平成 29 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算
- 日程第 8 議案第 6 号 平成 29 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算
- 日程第 9 議案第 7 号 平成 29 年度辰野町国民健康保険特別会計決算
- 日程第 10 議案第 8 号 平成 29 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
- 日程第 11 議案第 9 号 平成 29 年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
- 日程第 12 議案第 10 号 平成 29 年度町立辰野病院事業会計決算
- 日程第 13 議案第 11 号 平成 29 年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
- 日程第 14 議案第 12 号 平成 29 年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第 15 議案第 13 号 辰野町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

- 日程第 16 議案第 14 号 辰野町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 15 号 辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 辰野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 18 号 平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 19 号 平成 30 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 30 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 30 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 22 号 平成 29 から 30 年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更について
- 日程第 25 議案第 23 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 26 議案第 24 号 辰野町教育委員会委員の任命について
- 日程第 27 報告第 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成 29 年度財政指標等の報告について
- 報告第 2 号 平成 29 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 28 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	小 野 耕 一	まちづくり政策課長	赤 羽 裕 治
住民税務課長	伊 藤 公 一	保健福祉課長	小 澤 靖 一
産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹	建設水道課長	西 原 功
会計管理者	武 井 庄 治	こども課長	加 藤 恒 男
生涯学習課長	原 照 代	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 中 畑 充 夫

議会事務局庶務係長 田 中 香 織

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 10 番 宮 下 敏 夫

議席 第 11 番 根 橋 俊 夫

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 6 回辰野町議会 9 月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで、議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配布してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第 6 回定例会召集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第 6 回辰野町議会 9 月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、時節柄大変お忙しいところ、ご出席を賜り感謝を申し上げます。今年の夏は、第 18 回アジア競技大会が、ジャカルタを中心に開催され、16 日間、41 競技、465 種目で、連日熱い戦いが繰り広げられ、昨日閉幕し、国民に大きな感動と勇気を与えていただきました。この大会で得られた成果を 2 年後の東京オリンピックに、結びつけていってほしいと思っております。第 70 回ほたる祭りの締めくくりとして、8 月 23 日に実行委員会総会が開催されました。主役のホテルは、お祭り期間より早めに発生しましたが、目撃数も例年並みとなり、観客の皆さんには喜ばれました。来年のほたる祭りから「夏が始まる辰野から」のテーマと、3 つのコンセプトが決まり、さらに目標意識をもった祭りに発展していくことを期待しております。昨日、総合防災訓練を実施しました。町内全域で 5,056 世帯、6,821 人の皆さんに参加していただき、安否確認、救急法訓練など真剣に取り組んでいただきました。また、新町区では、避難所開設訓練を行いました。町においては、迅速な行動がとれるように、災害対策本部設置訓練、

情報収集訓練のほかに、ブラインド型訓練などを加えました。議会におかれましても、議会災害対策本部設置訓練を行い、情報収集に努めていただきました。地域における防災力の向上を再認識していただく機会となったことと思います。今年度、家庭用備蓄品セットの配布事業に取り組み、引き続き地域コミュニティの醸成を図りながら、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。さて、経済状況をみますと、4月から6月期の国内総生産速報値は、物価変動を除く実質で前期比0.5%増、このペースが1年間続くと仮定した年率換算は1.9%となり、2四半期ぶりにプラス成長となりました。企業の設備投資が伸びを主導し、冬場に悪天候で失速した個人消費も持ち直すなど、内需が拡大し、輸出の減速を補い、9四半期ぶりのマイナスだった1から3月期から浮上しました。しかし、7月の西日本豪雨で、生産設備や物流網が被災し、夏の酷暑は、消費刺激効果よりもレジャーや観光を控えてしまうマイナス面が大きいとの見方も強まっているところでもあります。引き続き経済動向には、注視していきたいと思えます。いよいよ平成30年度も後半へ進んでまいります。今年度の重点プロジェクト進捗状況は、地方創生事業の推進では、たつの未来館「アラパ」が開業し、各種アクティビティ等の拠点として、地域活性化や観光戦略に寄与しております。人口減少対策では、赤羽の二地域居住者向けコンパクト住宅への入居者も決まり、辰野町での事業展開を模索し、移住へ繋げていきます。医療・福祉・介護対策では、地域福祉計画、健康づくり計画の検証見直しを行い、策定に向け推進してまいります。道路対策では、社会資本整備総合交付金を活用した、幹線道路である小横川線、小野五差路南線、宮木林の下線の改良工事を推進してまいります。なお、この夏の猛暑を受け、学校、保育園における空調設備計画により、来年度より学校施設環境改善交付金の採択を受け事業実施できるよう、補正によりエアコン設置に係る設計委託料を追加し、来年度当初から工事着手できるよう準備してまいりたいと思えますので、ご協力をお願いいたします。さて、決算議会と言われます今定例会にご提案申し上げます議案は、平成29年度一般会計を始め、議案第12号まで各特別会計決算の認定をお願いするものであります。一般会計の決算総額は、歳入で90億5,650万4,000円、歳出で86億3,245万円となり、繰越明許費を除く実質収支額は3億6,597万5,000円の黒字決算となりました。また、一般会計以外の全ての特別会計におきましても黒字決算となりました。厳しい財政状況ではありますが、健全財政を堅持することができました。そのほか、条例の制定2件、条例の一部改正3件、平成30年度一般会計補正予算など

補正予算 4 件、工事請負契約の変更 1 件、人事案件 2 件の併せて 24 議案であります。また、報告事項といたしまして、平成 29 年度財政指標等の報告など 3 件であります。提案時、それぞれご説明申し上げますので、原案承認、可決、同意下さいますようお願い申し上げます、第 6 回定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、議席 10 番、宮下敏夫議員、議席 11 番、根橋俊夫議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（篠平）

おはようございます。去る 8 月 29 日、議会運営委員会を開催し、平成 30 年第 6 回辰野町議会 9 月定例会の会期並びに審議日程について、協議をいたしましたので、その結果について、ご報告いたします。8 月 29 日、辰野町告示第 19 号によって、辰野町長より 9 月定例会を 9 月 3 日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、9 月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○局 長

（会期日程（案） 朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するに、ご異議はありませんか。

○向 山（2 番）

私、今提案のありました議案の取り扱いについてですが、議案第 14 号と第 16 号について、少しお聞きしたいと思います。この 14 号、16 号のそれぞれ提案理由をみますと、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正、一部改正を受けてということで、提案理由がほぼ同じであります。で、詳し

い説明は当然受けてありませんけれども、14号では、新たに条例を制定する。で、16号では、町の税条例の一部を改正をして、従来の課税免除の規定を外すと。で、14号では、新たに課税免除の規定を設けるという内容ですけれども、この取り扱いがですね、14号については委員会付託、16号については即決という異なる扱いになった理由について、お聞きしたいと思います。

○議会運営委員長（篠平）

それではこの間の議運の中での審議の内容をちょっとお話しをいたします。確かにですね、14号と16号は、関連をしている内容でございます。当初のですね、予定でいきますと、この14号も即決ということでありました。しかし今までの経過の中で、13号と14号は新しくできた条例なんです。で、今まで議会の中ではですね、新しい条例等々につきましては、内容がどうであれ、難しい内容であれ、簡単であろうが、やっぱり委員会に付託して、審議した方が良さだろうということで、この13号、14号は、委員会付託ということにいたしました。それで、16号ですか、も関連はありますけれども、本来ですね、予算で言うと繰り出しをしたところが承認されないのを繰り出されたところが、先に承認できないということは当然でございますよね。で、即決ということになると、今日決まるわけで、委員会付託ということになると最終日採決ということになりますけれども、この出された内容が、条例ということと、もうひとつが、国から決められてきているということで、国から決められてきていること、特別なことがない限り、やっぱり議会では承認しなきゃいけないだろうということで、今回はちょっと後先にはなるかもしれないかもしれませんが、今までもこういう経過っていうのがね、例えば条例の一部改正でも専決ということも町の方でもとってる場合がありますんで、この辺のところは議会の皆さんも承知していただけるということで、議会では14号は委員会付託で、16号は即決という処置をとったわけでございます。これは委員の皆さんもそれには了解していただいたという経過がございますので、その辺のところは、ご了解いただきたいと思います。ただこれは今申し上げたようにですね、案でありますので、これ決まったわけじゃありませんので、その16号にいったときに、委員会に付託するのが良いんじゃないかって言えば、それに皆さんが賛同すればそれで良からうと思います。

○向山（2番）

会期の決定の中での発言でありますけれども、14、16号の取り扱いをですね、16

号の採決のときということではなくて、この時点です、私は14号と16号、同じ扱いをすべきだというふうに思います。で、ただ今委員長の方から新規の条例の制定については、委員会付託でやってきたということでもありますから、それはその理解の上で立ちますと、16号の即決案件ですけれども、仮に16号が可決されて、14号が否決されるというようなことがあれば、この課税免除、企業誘致に関する優遇措置が宙に浮いてしまうという、こういう形になってしまうわけで、同時に審査すべきものではないかというふうに思います。16号についても委員会付託すべきというふうに思います。以上です。

○議長

それではですね、今向山議員が16号の即決に対して、異議を申し立てましたので、即決に対して異議があるときは、ひとりでも会議規則第37条により、委員会付託かどうか決することができますので、じゃあこの場で採決をしたいと思います。議案第16号は、所管である総務産業常任委員会に付託することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 2人)

○議長

起立は少数です。したがって、16号につきましては、議会運営委員会の提案のとおり、即決といたします。それでは引き続き、審議を進めます。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、平成29年度辰野町一般会計決算から、日程第14、議案第12号、平成29年度辰野町介護保険特別会計決算までの12件を一括議題といたします。提案者より各会計決算についての報告を求めます。

○町長

それでは29年度決算の提案説明を申し上げます。議案第1号、平成29年度辰野町一般会計決算から、議案第12号、平成29年度辰野町介護保険特別会計決算までの提案説明を一括して申し上げます。一般会計及び特別会計の決算は、地方自治法の定めるところにより、歳入歳出予算の執行の実績に基づき、会計管理者がこれを調整する

ことになっております。今議会では、平成 29 年度の歳入歳出予算に対しての決算の状況を明らかにし、執行機関の事務の公正を確保するため、予算の執行の適否を審査していただきます。決算及び付属書類については、監査委員の意見を付して、議会へ提出し、認定を受けるものでありますので、原案認定くださいますようお願い申し上げます。なお、決算の概要につきましては、会計管理者に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○会計管理者

それでは平成 29 年度一般会計及び、特別会計の決算を提案するにあたり、その概要について説明申し上げます。平成 29 年度も依然として厳しい財政状況の中ではありませんでしたが、中長期的な視点から限られた財源の効率的、効果的な活用を図りました。特に経費節減に努めながら、有利な交付金事業を活用し、予算の執行に努めてまいりました。それでは事前に配布してあります、平成 29 年度辰野町一般会計・特別会計決算説明、こちらの資料になりますが、資料の 1 ページをご覧ください。平成 29 年度一般会計決算総額ですが、歳入は前年度に比べ、1.2%減の 90 億 5,650 万 4,000 円。歳出は前年度に比べて、1.3%減の 86 億 3,245 万円となりました。翌年度繰越額は 4 億 2,405 万 4,000 円となりました。次に、基金の運用状況でございますが、財政調整基金などを中心に、平成 29 年度中に 1 億 9,404 万 1,000 円を積み立て、基金年度末残高は、辰野町土地開発基金を含む基金総額 32 億 9,981 万 6,000 円となりました。それでは初めに、歳入について、概要を申し上げます。歳入の内、町税全般の総額は前年度に比べ、1.8%増の 24 億 8,207 万 4,000 円となりました。その内訳ですが、2 ページをご覧ください。地方交付税は、27 億 3,831 万 5,000 円となり、447 万 3,000 円の増となりました。採択する事業一つひとつにおいて、有利な事業の選択を心がけた成果の現れで、交付税増額の主な要因となりました。次に 3 ページをご覧ください。町債は、5 億 8,840 万円となり、前年度に比べ、2 億 650 万円の減となりました。緊急防災・減災事業債や、学校教育施設等整備事業債の減が主な要因と考えられます。次に歳出について、特徴的な項目を説明申し上げます。議会費は議員報酬ほか、議会運営に要した経費でございます。総務費の内、庁舎管理費では、新電力切り替えに伴う E S P 業務委託や職員休憩室改修工事が主なものでございます。企画費ではふるさと辰野寄付金の謝礼や湯にいくセンター、地域活性化センターなど指定管理委託料や協働のまちづくり支援金事業補助金などが主な支払いでございます。移住定住促進事

務では、地域おこし協力隊員と集落支援員の報酬及び活動費、二地域居住者向けコンパクト住宅整備工事費、定住促進空き家改修費等補助金が主なものでございます。4ページをご覧ください。防災事業費ですが、防災行政無線保守点検委託料や避難所防災倉庫設置工事、小野の住宅解体工事や災害現場で使用するLED投光器を購入費用を支払いました。公共交通費事業費では、乗合タクシー運行事業、町営バス飯沼線・川島線運行业務に係わる委託料等が主なものであります。地方創生推進交付金事業では、ほたるのまちPR動画作成業務委託料や、ほたるのまちづくり推進プラン策定業務委託料、イルミネーション委託料などが主なものでございます。地方創生拠点整備交付金事業では、荒神山公園のアラパ、ウォーターパークリノベーション工事に関する費用を支払いました。選挙費は、町長選挙及び衆議院議員総選挙に要した費用を支払ってございます。民生費について、5ページをご覧ください。社会福祉費では、障がい者福祉に要した負担金、補助金、扶助費など支払いをしてございます。臨時福祉給付金給付事務では、町内該当者3,160人に給付いたしました。老人福祉費では、小野地区に長野県厚生連富士見高原医療福祉センターが建設いたしました、地域密着型特別養護老人ホームきりとうへの施設建設補助金、施設開設の準備に係わる補助金等を交付してございます。衛生費、環境衛生費では、河川地下水等の環境水質測定委託料を支払いました。水道費は、地債償還等の町負担金、飯沼沢配水池緊急対応工事等への繰り出しが主なものでございます。次に資料6ページをご覧ください。塵芥処理費では、収集委託費用と上伊那広域連合、湖北行政事務組合への負担金が主なものでございます。農林水産業費、農業振興費では、地域おこし協力隊員への報酬・活動費や経営所得安定対策直接支払推進事業交付金、産地パワーアップ事業補助金、青年就農給付金等が主なものでございます。町単土地改良事業費では、平出地区のほか1地区の水路改修工事、樋口地区農道舗装工事、上辰野地区ほか22箇所の資材支援と団体営・県営ストックマネジメント事業等の負担金、県単緊急農地防災事業の負担金等の支払いが主なものでございます。地域農業基盤確立農業構造改善事業費では、ふる里農村公園指定管理料や、かやぶきの館薬草風呂ろ過機取替工事が主なものでございます。中山間地域等直接支払事業費では10地区へ、多面的機能支払交付金事業では、15地区へ交付金を支払いました。次に7ページをご覧ください。林業費では、有害鳥獣捕獲報奨金や、間伐材利用施設改修工事費、松の枯損木処理委託料の支払いが主なものでございます。商工費、商工事業費では、商工会の各種事業へ負担金・補助金、

商工業誘致及び振興補助金や、町商工会館改修補助金、商工業振興資金預託金等が主なものでございます。ほたる童謡公園管理事業費では、ホテル保護育成協力金委託料や、蓄光看板製作委託料が主なものでございます。労政費は、地域おこし協力隊員への報償・活動費、インターンシップコーディネーター委託料、各種団体へ負担金・補助金の支払いをしてございます。土木費、土木管理費では、住宅リフォーム補助金、定住促進奨励金及び道路建設基金への積み立て等が主なものでございます。社会資本整備総合交付金事業は、町道 61 号線小横川及び町道 63 号線上辰野堀上地区の中道線請負工事、町内道路橋梁定期点検委託料が主なものでございます。道路舗装費は、町道 1276 号線宮木北湯舟舗装工事のほか、町道 18 路線の舗装工事が主なものでございます。次に 8 ページをご覧ください。都市計画費、都市計画総務費は、辰野駅前地区街なみ環境整備事業推進業務委託料ほか 3 箇所 of 委託費、公園施設長寿命化対策事業、こちらは荒神山公園野球場整備のほか 2 箇所 of 工事が主なものでございます。消防費、非常備消防費では、消火栓新設・改良工事などの施工を行っております。教育費、教育総務費の内、教育委員会費では、小中学校 A L T 業務委託料や辰野中学校普通特別教室棟大規模改造工事設計業務委託料が主なものです。各小中学校工事請負費では、東小学校屋内消火栓設備配管改修工事や、南小学校給食室空調設備設置工事などが主なものでございます。9 ページをご覧ください。社会教育費、公民館費では、生涯学習と子育て支援の一環として行う各種教室・講座の費用、分館への活動交付金や樋口コミュニティーセンター改修工事補助金等の支払いを行いました。美術館管理費では、2 階屋根の軒先改修工事費等の支払いが主なものでございます。また、美術館特別展事業費では、郷土作家展及び障がい者の作品展、写真展の経費が主なものとなっております。文化財保護費では、小野シダレグリ自生地保存管理計画策定委託料や、文化財発掘事業での羽場崎遺跡ほか、出土石器の実測委託料等が主な支払いとなっております。町民会館管理運営費は、リハーサル室空調設備改修工事や手摺改修工事、また「ひびけ！たつのミュージックワールド」など自主事業を行いました。災害復旧費は、樋口地区農地災害復旧工事や、重機等借上料が主なものでございます。公債費は、起債償還金で、元金と利息を合わせた総額で 7 億 1,807 万 2,000 円となりました。

次に特別会計決算について説明いたします。10 ページをご覧ください。上水道事業会計は、安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道施設及び、管路の変更と、管路の更新と耐震化を進めてまいりました。平成 29 年度では、小野藤沢水源

整備事業築造工事、電気機械設備工事を実施しました。また沢底第3堰堤工事に伴う配水管移設工事、県道与地辰野線配水管布設工事を実施いたしました。また、有収率改善のために、漏水調査業務を委託し、漏水箇所の特定、修理を行っております。簡易水道特別会計では、各簡易水道の水質管理の徹底と水源施設の維持管理に注意を払ってまいりました。主なものに水質検査等の経常経費と、平成28年度繰越事業の飯沼沢配水池緊急対応工事費の支払いがございます。11ページをご覧ください。公共下水道特別会計は、辰野水処理センターなど施設の維持管理と、施設の長寿命化事業を進めてまいりました。辰野水処理センター長寿命化工事、羽北地区、県道与地辰野線への下水道の管布設工事を行っております。特定環境保全公共下水道特別会計では、計画にしがたい小野水処理センターなど施設の維持管理と、定置式脱水機設置事業を行いました。次に12ページをご覧ください。農業集落排水処理施設特別会計は5施設の維持管理を進めてまいりました。国民健康保険特別会計は、地域住民の健康増進と地域医療の確保に重要な役割を果たし、高齢化や医療技術の高度化等に伴い、医療費の増額による財政運営の悪化に対応してきました。平成30年度から県と町が共同保険者として、辰野町国民健康保険の運営を行います。県は財政運営など中心的な役割を担い、町はこれまでどおり地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うことになっています。保健予防活動や医療費の適正化、国保税収納対策など国保財政の安定的な運営に努めてまいりました。診療所特別会計は、第一診療所と川島診療所の運営経費で、それぞれ週1回午後の診療を行いました。患者数の減少、施設の老朽化、両診療所の今後の運営について引き続き検討が必要であります。後期高齢者医療特別会計は、制度開始10年目の節目となりました。保険料を徴収し、後期高齢者医療広域連合へ負担金を納付し、運営をしました。次に14ページをご覧ください。町立辰野病院事業会計です。赤字解消に向けた様々な取り組みを行ってきました。特に公立病院として、存続するための11月に立ち上げた4つのプロジェクトを柱に意識の改革を図りました。病床機能の見直し、地域包括ケア病床20床から27床へ増床した効果も重なり、平成29年度の黒字決算を確保いたしました。医療を取り巻く情勢は大きく変わり、医師不足が解消される見込みも難しく、当病院規模では今後益々厳しい状況が予想されるところでございますが、新年度新体制のもと、一層の経営改善に努め、信頼される病院を目指してまいります。次に地域情報告知システム特別会計でございます。運用を開始して6年が経過いたしました。歳入は、使用料及び手数料が主なも

のです。歳出では、告知システム賃借料、データ通信料の支払いを行いました。15 ページをご覧ください。介護保険特別会計では、訪問介護などの在宅サービスや介護老人福祉施設などでの施設介護サービスの利用者数は、2万4,165人、前年度に比べて2.5%の増となりました。また、保険給付費では、前年度に比べて1.5%減の16億7,500万円となりました。今後も介護予防を目的とした日常生活、支援総合事業を継続実施してまいります。以上、一般会計と9つの特別会計、2つの企業会計、合わせて12会計について、決算の概要を説明させていただきました。平成29年度に計画いたしました数々の事業が概ね完成することができました。これもひとえに町議会をはじめ、町民各位のご理解とご協力の賜物と心から敬意と感謝を申し上げ、概要の説明といたします。内容等ご審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長

続いて、三澤代表監査委員から決算審査意見の報告と説明を求めます。

○代表監査委員（三澤）

それでは平成29年度辰野町一般会計及び特別会計並びに企業会計決算審査意見ということで、ご報告を申し上げます。お手元ですね、「審査意見書」に沿って、主な点について、ご報告いたします。まず一般会計及び特別会計決算審査意見書の1ページをお開きください。平成30年7月27日、30日、31日、8月2日に町民会館学習室におきまして、平成29年度の一般会計及び特別会計9会計並びに地方自治法施行令第166条第2項に定める書類について、関係担当者から説明を受け、例月出納検査及び定期監査の結果をも照合し、併せて検討を加えました。また、8月3日午前には、財政健全化法による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、宮下敏夫監査委員とともに、審査いたしました。その結果、審査に付された一般会計、特別会計の書類、その他関係帳簿の計数は誤りのないものと認められました。また、各基金は、設置の目的に沿って、適正に運用されたものと認めましたので、まずご報告申し上げます。続きまして意見の概要を申し上げます。2ページの表の1をご覧ください。平成29年度の一般会計及び特別会計の総決算額は、一番下の合計欄にあります。歳入総額152億1,331万9,000円、歳出総額146億3,066万1,000円、前年対比では、歳入歳出ともに0.4%増額となりました。実質収支は、5億2,457万9,000円のプラスであり、これは人口2万人の当町に照らし、

妥当な決算規模であると考えられます。内、一般会計決算額は、歳入総額 90 億 5,650 万 4,000 円、歳出総額 86 億 3,245 万円、実質収支額は 3 億 6,597 万 5,000 円の黒字決算であります。また、特別会計は、国民健康保険特別会計ほか 8 会計で、歳入総額 61 億 5,681 万 5,000 円、歳出総額 59 億 9,821 万 1,000 円、実質収支は 1 億 5,860 万 4,000 円の黒字決算であります。各会計とも適切な処理がされており、全体として順当な決算であることを認めます。次に 3 ページの表の 2 をご覧ください。一般会計の歳入状況でございますが、歳入の柱である町税は対前年比 1.8%、4,483 万 9,000 円の増額となりました。また、町債は、2 億 650 万円の減額、財産収入が 1 億 3,557 万 4,000 円の減額となり、全体では昨年より 1 億 1,206 万 2,000 円、1.2%の減収となりました。収入率は、予算に対し 98.7%と 2.4%対前年度より改善されております。次に 5 ページの表の 4、町税決算表をお願いいたします。町税の内訳でございます。町税全体の収入決算額は、24 億 8,207 万 4,000 円で、たばこ税、都市計画税以外は増額となりました。続いて 6 ページの表の 5、収納率です。町税等の収入・収入未済額表をご覧ください。町税の現年度課税分の収入済額は 24 億 5,880 万 9,000 円で、これ上から 2 行目の現年度分をご覧ください。対前年 5,058 万 7,000 円の増となりました。収納率は 99.3%で、前年度より改善しております。徴収体制は良好であると評価いたします。また、町税全体の収入未済額は、5,387 万 2,000 円で、対前年 795 万 8,000 円の減となっております。金額は、年々改善されているもののまだまだ大きな滞納金額でございます。また、不納欠損額は 206 万 1,000 円で前年度より減額となっており、法令等に基づいて、適正な調査と処理を行った結果と思われまます。少しでも不納欠損処理に至らぬよう対策を講じ、今後も自主財源の確保と税負担の公平性の見地から、引き続き収入未済額の縮小に最善の努力をお願いするものであります。7 ページ、表の 6 をお願いいたします。一般会計の歳出でございます。予算の執行状況でございますが、予算額 91 億 7,775 万 8,000 円に対し、支出額 86 億 3,245 万円で執行率 94.1%でございます。歳出総額では、事業における効率的、効果的な執行が行われ、前年度 1.3%、1 億 1,635 万 5,000 円下回りました。必要経費以外の予算執行においては、職員の意識改革や効率的、効果的な執行が行われ、経費の節減が図られたと考えます。このため実質収支では、翌年度へ 3 億 6,597 万 5,000 円の繰り越しができました。次に基金の関係でございます。12 ページ、表の 7、8、基金の運用状況表を併せてご覧ください。一般会計の基金でございますが、合わせて 3,195 万円の取り崩しがあったものの、

財政調整基金に 8,000 万円、文教施設整備基金に 2,164 万 2,000 円、ホテル育成基金に 2,071 万 6,000 円など、合計 1 億 9,404 万 7,000 円の積み立てができ、一般会計の基金残高は、32 億 9,981 万 6,000 円となり、特別会計を含む、基金残高は、40 億 6,626 万 7,000 円となりました。設置の目的に沿い、適切な運営がされていると認めます。次に 14 ページ、表の 12、主要財務指標をご覧ください。一般会計の財政の構造、構成からみた指標でございます。主要財務指標の内、経常収支比率は 80.9%と前年より 1.1 ポイント下がりました。町税の増額や経常的経費の減額が要因と考えられます。今後も財政の硬直化を招かぬように、なお一層の経常経費の抑制に留意をお願いしたいと思います。ちなみにこの数値は町村では 70%程度に収まることが妥当とされている数値でございます。財政力指数は 0.47 で前年より 0.01 ポイント上がっています。高いほど財源に余裕があるとされるものです。次に特別会計であります、15 ページからですが、計数は冒頭、表でみていただいたとおりです。それぞれの概要は、15 ページから 17 ページをご確認していただきたいと思ひます。経営面では、それぞれの特別会計が事業目的を達成するために、安易に一般会計の繰入金に頼ることのないよう、また事業の内容、動向も併せ、独立採算の原理に基づく、経営を要請するところであります。次に 18 ページをお願いいたします。財政健全化判断比率とその基礎となる事項を記載した書類について、8 月 3 日に関係の書類を審査いたしました。暫定値ではありますが、いずれも適性に作成されているものと認めました。19 ページの表の 13、健全化判断比率をお願いいたします。健全化判断比率ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字決算になっているため問題ありません。実質公債費比率は 8.8%と前年より 0.3 ポイント上昇しましたが、将来を見据えた積極的な財政運営の結果であると思われまふ。将来負担比率は、15.3%と大幅に改善されました。早期健全化基準は 350.0%ということでございますので、健全の範囲内でございます。これらは従来から経費削減を重点に財政健全化に全庁的に取り組んできた成果であり、黒字経営を維持していることは、高く評価したいと思います。各指標の改善を念頭に置きつつも、これまで実施してきた事業効果を検証し、厳しい財政の中でも将来人口規模を見据えたまちづくりに、まちづくりの合言葉の実現を目指して欲しいと思ひます。

続いて、別冊の公営企業会計をお願いいたします。「審査意見書」の 1 ページをお開きください。公営企業会計決算であります。7 月 30 日と 8 月 2 日、町民会館学習室

及び辰野病院において、宮下敏夫監査委員とともに、辰野町上水道事業会計及び、町立辰野病院事業会計を審査いたしました。初めに14ページの表の14、資金不足比率をご覧ください。一番後ろになります。企業会計特別会計において、財政健全化法による資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査しました。いずれも適正に作成されているものと認められました。いずれの会計も資金不足はなく、該当なしということでございます。戻っていただきまして、2ページ、3ページからお願いいたします。表の1、2になります。上水道事業会計におきましては、収入の主なものが給水収益であります。年々、給水人口は減り続けています。今期も漏水調査を行ない、漏水箇所の修理を行ったため、有収率は改善されています。5ページの表をお願いいたします。総収益、真ん中辺りの収益合計でございます。総収益は、前年度比0.5%減額、総費用も減額となった結果、4,936万9,000円の経常利益が生じ、黒字決算となりました。健全経営の継続を評価いたします。6ページ、表の6、上水道未収金をお願いいたします。水道使用料金の未収金については、年々減少傾向にあり、改善がみられています。過去からの様々な取り組みが功を奏し、周囲の意識を変化させ、成果を出しているものと判断しました。今後も新たな取り組みに挑戦いただき、公平性の確保と会計への影響のないよう収入確保になお一層心がけていただきたいと思います。上水道事業は、今後も老朽化した水道設備、機械、管路の更新と耐震化など計画的に取り組んでいかなければならない事業が多々あります。これらを積極的に推進できるよう公営企業としての経済性を発揮し、効率的な運営、建設コストの縮減により、財源を確保し、安全でおいしい水を安価で供給するため、さらなる努力を望むものであります。次に7ページをお願いいたします。表の7、表の8をお願いいたします。町立辰野病院事業について申し上げます。新病院開院から5年半経過し、現在も医師不足、外来患者の減少により、厳しい運営が続いています。入院患者は、昨年を引き続き、2,319人増加したものの、外来者数につきましては、年々減り続け、当年度も前年度比2.1%、1,366人減少しています。表の7をご覧くださいと思います。外来がですね、5年間連続して減少しているのが気になるところでございます。総収益は、21億5,062万5,000円で、993万1,000円の黒字になりました。ただし、この総収益の中には、一般会計などからの5億超の繰り入れが含まれております。これにより賄っているのが実情でございます。10ページの表11に、詳細な損益計算書がありますので、ご確認いただきたいと思います。

したがいまして、医師の確保や診療日、時間の安定化を図り、患者、町民の信頼を得て、外来患者の増加、収益化を図るとともに、経費面についても大幅な改善の必要があると思います。この経費面につきましては、表 12 に医業費用の機能分析というところで詳細がありますので、ご確認ください。今後も必要な医療を安定的かつ継続的に提供するため、さらなる職員の意識改革を期待しています。続いて、表の 13 をお願いいたします。未収金については、過年度分は減少しましたが、現年度分は増加しました。毎日の窓口請求で未収金を発生させないことが重要であります。入院、外来等各部署が連携をとり、徴収体制の工夫をするなど、未収金防止に引き続き、努力されることを望みます。医療情勢は大きく変換のときを迎え、自治体病院の経営は一層厳しくなる傾向にあります。医師確保と同時に、病院運営の今後の方向性をしっかり見据え、計画的に改革を実施する必要があります。引き続きより質の高い医療サービスを十分果たせるよう要望いたします。以上、平成 29 年度一般会計ほか各会計の決算は決算書及び、帳簿、証拠書類について精査し、慎重審査行いましたが、収支の計数に誤りもなく、証拠書類も整備され、会計経理は正確と認め、意見といたします。

○議 長

ここで各会計の決算について、質疑を行います。委員会に付託する関係もございませので、相対的な問題について、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。お諮りいたします。本決議議案につきましては、会議規則第 37 条の規定により、各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、決算関係議案、議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 議案は、お配りしてあります、「各常任委員会関係議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。日程第 15、議案第 13 号、辰野町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 13 号、辰野町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。外国で勤務等をする配偶者と外国において、生活をともにするための休業制度を設け、有為な職員の継続的な勤務を促進させるため、条例を制定するものです。概要は、3 年を超えない範囲内において、同行休業期間中の給与等は支給されず、身分を保証するものです。公布の日から施行いたします。なお、地方公務員法 26 条の 6 が上位法となります。以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上原案可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 13 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第 16、議案第 14 号、辰野町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 14 号、辰野町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を新たに制定することについて、提案内容を説明させていただきます。現在、日本経済は、大都市圏にビジネスと投資が集中し、地域経済は力強さを欠く状況にあり、特に製造業を中心に設備投資は低迷しております。国は、地域が自立的に発展していくため、地域の強みを生かしながら、将来成長が期待できる分野での需要を取り組むことによって、地域の成長発展の基盤を整えることを目指すため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、平成 19 年法律第 40 号を改正し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法

律に改めました。この改正により、国は1兆円の投資拡大、GDP5兆円の押し上げを目指すため、全国で2,000社程度の企業を支援対象と認定しました。併せて地方自治体では、地域の特性を活かした、基本計画を策定することとされ、平成29年11月には、上伊那8市町村で策定した上伊那基本計画が国の承認を得ました。国が認定した支援対象企業が、上伊那基本計画に沿った事業を上伊那に設備投資した場合に、各種補助金による支援、政府系金融機関による金融支援、規制の特例措置、情報に関する支援、税制による支援措置など様々な支援措置が設けられております。その内、税制による支援措置のひとつとして、上伊那基本計画に沿った設備と、その敷地に対して、3年間固定資産税が課税免除されます。地域経済牽引事業促進法の改正により、町内に支援対象企業の設備投資がされる可能性が出てきたことから、辰野町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を新たに制定するものになります。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第14号につきましては、会議規則第37条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は、総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第17、議案第15号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第15号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、

条例の一部を改正するものです。この改正は平成19年8月1日から施行されておりましたが、この時点で上伊那の市町村は足並みを揃えて改正を見送りました。組合交渉等により、今回改正するものです。概要は育児休業した職員が、人事管理や昇給、昇格等において、不利な取り扱いを受けることがないように配慮し、期間の調整率を2分の1から100分の100以下に変更し、育児休業をしやすい環境をつくり、少子化対策にも資するものでございます。公布の日から施行し、平成30年4月1日以降に育児休業を取得する職員に適用いたします。以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第15号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。日程第18、議案第16号、辰野町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第16号、辰野町税条例の一部を改正する条例について、提案内容を説明させていただきます。内容につきましては、議案14号とほぼ同じになります。税制に関する支援措置のひとつとして、上伊那基本計画に沿った設備と、その敷地に対して、3年間固定資産税が課税免除となることから、辰野町税条例の一部にあります、課税免除の条例を改正するものでございます。内容につきましては、第62条の2項目、課税免除の規定でございます。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、辰野町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を新たに制定したため、固定資産税の課税免除に関する規定を辰野町税条例から廃止するものでございます。以上、提案内容を申し上げ

げました。ご審議の上、原案可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○向山（2番）

14号と16号が分離されましたので、14号は委員会付託されてますから、そちらに細部は、審議が委ねられると思いますけれども、16号、即決でやる上ですね、最低限のことだけお聞きしておきたいと思います。14号による課税免除と16号による課税免除の大きな違いは、どこにあるのかお聞きいたします。

○住民税務課長

税条例の中の課税免除の規定の中に収められたものを、新しく条例ができるものの方に規定がありますので、その部分を除くものでございます。

○向山（2番）

14号で先ほど上伊那8市町村による計画ができたという説明がありました。で、16号の方でも産業集積の形成ってというような集積区域内ということで、これ14号では単独市町村、あるいは複数の市町村で計画を立てることができるというような法律の規定になっているかというふうに思うんですけど、16号の方でのこの集積区域の規定についての違いがあるのかどうか、お聞きいたします。

○住民税務課長

規定につきましては、町内のものになります。全国で2,000社ほどの企業が認定されております。県内では63社ほどになります。で、現実的に想定してる企業が、現に1社ほどあります。そのことについて、準備をするものでございます。

○議長

そのほかありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第16号、辰野町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。日程第 19、議案第 17 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 17 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案内容を説明させていただきます。固定資産税の課税資料として整備してきました航空写真や地番図データは、地理空間情報活用推進基本法平成 19 年法律第 63 号の施行により、現在窓口において、紙面での交付を行っております。これらのデータは電子データとして、システムに搭載されており、近年その電子データでの交付申請が増えたことに伴い、条例の改正を行うものでございます。また、個人番号カードの普及と住民サービス向上を図るため、コンビニエンスストアで交付できる証明書に戸籍謄本、戸籍抄本と所得に関する証明書を加えることに伴い、辰野町手数料徴収条例の改正を行うものでございます。改正条例につきましては 2 条からなり、第 1 条で固定資産税の航空写真、地番図データの部分について、また第 2 条で、コンビニ交付証明書の部分について改正するものでございます。まず第 1 条でございます。第 2 条 6 項でございます。閲覧に関しては、地番図等は 1 枚、土地名寄帳は 1 人分、及び、土地リストは 10 筆をもって 1 件とする。この部分を、土地名寄帳と土地リストを土地家屋課税台帳及び、償却資産課税台帳と正式名称に変更するものでございます。次に第 2 条 8 項でございます。地番図等データ及び航空写真の電子データでの交付は、電磁的記録媒体の費用が必要となるため、手数料とは別に申請者が負担をする規定でございます。別表第 8 中、第 2 条関係でございます。その他の証明等に関するものの規定でございます。この内、改正前の 23、土地その他被害に関する証明書につきましては、本来罹災証明として、対応すべき証明でありますので、手数料徴収条例からは削除します。改正前の 24、地籍図等の閲覧、土地名寄帳の閲覧につきましては、改正後の 23 から 29 に細分化するものでございます。23、固定資産税課税台帳の閲覧及び写しの交付、24、固定資産税課税台帳登録事項に関する証明書につきましては、正式名称に改正するものであり、25、地籍図の閲覧及び写しの交付、26、地番図等の閲覧及び写しの交付、28、航空写真の閲覧及び写しの交付につきましては、地籍図と一括して表現していたものを、細分化するものでございます。また、航空写真につきましては、カラー印刷による交付申請もありますので、新たに規定するものでございます。27、地番図等データの交

付、29、航空写真データの交付につきましては、紙面で交付している部分に限り、電子データで交付する場合と全町一式を交付する場合にわけ、新たに規定するものがございます。30 から 39 の各証明につきましては、項番のずれでございます。以上が第 1 条の改正であり、施行日は平成 30 年 10 月 1 日でございます。次に第 2 条でございます。別表第 1 中、第 2 条関係でございます。戸籍の謄本若しくは抄本の交付につきまして、既にコンビニ交付を行っている住民票等の例にならい、窓口交付より 50 円減額とするものがございます。次に別表第 8 中、第 2 条関係でございます。1、租税公課に関する証明書として規定されていた部分から新たに 4、所得に関する証明を規定し、窓口交付とコンビニ交付の手数料を定めるものがございます。以降につきましては、項番ずれによるものがございます。以上が第 2 条での改正であり、施行日は平成 31 年 3 月 1 日でございます。以上、提案内容を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○根橋（11 番）

2 ページ、別表 8 の 28 番の航空写真の閲覧及び写しの交付に関して、この航空写真の写しってというのは、その色々何枚も過去もいっぱい撮ってると思うんですけども、これは直近のものだけなのか、あるいは例えば 10 年前とかってというようなものもデータの的にこの写しを交付していただけるのかどうか、そこをお伺いします。

○住民税務課長

航空写真につきまして、データ化しているものは平成 20 年に撮影したものになりますので、その時点のもの、それのみになります。以上です。

○議 長

ありませんか。質疑討論を終結します。これより議案第 17 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。日程第 20、議案第 18 号、平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といた

します。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、猟友会員の公務災害に係る遺族への特別一時金、負担金などの追加、税と公金のクレジットカード収納実施に係る費用。下辰野店舗兼住宅解体撤去工事、ほたるチャンネル番組制作業務の一般非常勤職員雇用に係る報酬。土づくりセンター維持管理に係る修繕料の追加。町道補修に係る工事費増額と測量設計業務委託料の追加。町内小中学校空調設備設置工事設計業務委託料。町民会館ホール空調設備設計業務委託料の追加。荒神山スポーツ公園管理に係る修繕料の増額であります。補正総額は、5,519 万 1,000 円の増額で、予算総額は 84 億 2,434 万 2,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金の増額であります。歳出につきましては、総務費では猟友会員の公務災害に係る遺族特別一時金、負担金、税と公金のクレジットカード収納実施に係る費用、下辰野店舗兼住宅解体撤去工事、ほたるチャンネル番組制作業務の欠員補充分の一般非常勤職員報酬の追加などが主なものであります。民生費では、高齢者自立支援住宅の維持管理のための修繕料、備品購入費の増額と後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の交付決定に伴う補正であります。衛生費では、旧両小野国保診療所解体工事の影響によって、湧水が個人の土地に流入していることから、その対策として行う排水工事費の追加と、健康づくり計画策定に係る費用の補正であります。農林水産事業費では、土づくりセンターの維持管理に係る修繕料の増額と、たつの営農のコンバインリース補助金の増額などが主なものであります。土木費では、町道補修に係る工事費増額と横川ダムと蛇石キャンプ場の中間に位置します、町道 74 号線の補修に向けた測量設計業務委託料の追加であります。消防費では、全国女性消防団員活性化大会参加に係る費用の追加であります。教育費では、町内小中学校空調設備設置と町民会館ホール空調設備改修に向けた設計業務委託料の追加が主なものであります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げますが、ご審議の上、原案可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため、自宅審査に付し、最終日採決として、議事を進行いたします。日程第 21、議案第 19 号、平成 30 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）

を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 19 号、平成 30 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。資本的収支につきまして、それぞれ 2,100 万円を増額するものでございます。内訳につきましては、2 ページ目に収入でございますが、企業債。また支出につきましては、3 ページ目をご覧くださいと、工事請負費でございますが、こちらにつきましては、中の橋地区の配水管拡張工事を当初予定しておりました。当初の設計より、詳細設計等行いまして、部材単価等考慮する中でですね、変更が生じたので、今回 2,100 万円の増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議長 なし）

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第 19 号、平成 30 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。日程第 22、議案第 20 号、平成 30 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 20 号、平成 30 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案内容を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5,841 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 20 億 7,945 万 4,000 円とするものでございます。内容につきまして、6 ページをご覧ください。歳入でございます。保険給付費等交付金ですが、保険給付費の全額が県から交付されるため、保険給付費増加分と同額を交付金として、増額するものでございます。7 ペ

ージをご覧ください。繰越金につきまして、前年度繰越金の確定により、3,376万9,000円増額するものでございます。8ページをご覧ください。療養給付費等交付金ですが、前年度退職者医療交付金の精算による追加交付金として、261万2,000円増額するものでございます。9ページをご覧ください。歳出でございます。一般管理費では、制度改正に伴う調整交付金システムの改修費を増額補正するものでございます。10ページをご覧ください。保険給付費につきまして、医療給付が増えていることから退職被保険者等医療給付費を600万、一般被保険者療養費を400万、一般被保険者高額療養費を1,000万、退職被保険者等高額療養費を200万、一般被保険者高額介護合算療養費を3万円、それぞれ増額するものでございます。12ページをご覧ください。国庫支出金償還金は、前年度に概算交付され、超過交付となった療養給付費等負担金を返還するため、951万2,000円増額するものでございます。13ページをご覧ください。歳入増額分を2,655万9,000円、予備費として増額いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより、議案第20号、平成30年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を、採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。日程第23、議案第21号、平成30年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を、議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第21号、平成30年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,696万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億5,078万円とするものでございます。内容について、申し上げます。6ページをご覧ください。

い。歳入では、繰越金が前年度繰越金の確定により、3,696万5,000円の増額でございます。次に歳出でございますが、7ページの諸支出金は、平成29年度の介護給付費等に係る国庫支出金等の精算に伴い、過年度分1,736万2,000円を返還するものでございます。8ページは予備費を1,960万3,000円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより、議案第21号、平成30年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。日程第24、議案第22号、平成29から30年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第22号、平成29から30年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更について、変更内容を申し上げます。平成29年5月29日締結しました、平成29から30年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関する協定につきまして、変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。契約金額を9,360万円から1,700万円減額し、7,660万円に変更するものです。契約の目的、契約の方法、及び、契約の相手については、変更ありません。以上、変更内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。内容につきましては、建設水道課長から説明申し上げます。

○建設水道課長

それでは内容について、ご説明させていただきたいと思います。小野水処理センターの機械棟の耐震工事を実施したところですね、当初設計していましたが、仮設費等の工事について、不要となったことがありまして、1,700万円の減額補正となりました。以上でございます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第22号、平成29から30年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。日程第25、議案第23号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

議案第23号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を説明申し上げます。町の人権擁護委員は、人権擁護委員法の定めるところにより、6名の方が法務大臣から委嘱されており、任期は3年となっております。今回提案申し上げますのは、平成30年12月31日に任期満了を迎える、赤羽康徳氏と長田伊史氏の2名の後任について、新たに北條勝美氏と増澤進氏を新任として、推薦したいと考えるものであります。北條勝美氏は長年、辰野町役場に奉職され、建設課長補佐、商工建設用地対策室長を歴任され、平成21年3月住民税務課課長補佐を最後に退職されました。その後、地域の役員を歴任されるなど、豊富な経験と知識を持った方です。増澤進氏につきましては、長年、学校教職員を勤められ、伊那市立西箕輪小学校長、伊那市立長谷中学校長を最後に、平成27年3月に退職されました。その後、平成27年4月より、辰野町教育委員会学校支援コーディネーターとして、取り組んでいただいております。学校教育充実のためにご尽力されている方です。両氏とも

地域の方からの人望も厚く、長年の経験を生かし、人権擁護委員として、活躍いただけることが期待されますので、次期委員として、推薦したいと考えております。今回、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべく、提案申し上げますので、ご審議の上、ご同意いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

お諮りいたします。議案第23号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、意見を適任とすることに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第23号は、人権擁護委員の推薦にあたり、求められている意見を適任とすることに決しました。日程第26、議案第24号、辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

議案第24号、辰野町教育委員会委員の任命について、提案理由を説明申し上げます。本議案は、任期満了により、新たに教育委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。平成30年9月30日をもって、根橋久人教育委員の任期が満了します。同委員におかれましては、2期6年、教育行政に心血を注いでいただき、心より御礼申し上げます。今回引き続き、根橋久人氏を適任者と認め、任命しようとするものであります。ご審議の上、原案同意くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第24号、辰野町教育委員会委員の任命につ

いてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は、原案のとおり同意することに決しました。日程第 27、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定及び地方自治法第 180 条の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第 1 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成 29 年度財政指標等の報告について、報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第 1 号、平成 29 年度財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、報告いたします。表に示しています数値は暫定値でございます。確定は 11 月でございますが、県の指導は終わっておりますので、概ね、この数値となる見込みでございます。まず初めに、実質赤字比率でございます。一般会計と普通会計と言われる会計でございます。辰野町では、一般会計及び地域情報告知システム特別会計が対象となりますが、赤字が発生した場合、その額が標準財政規模に対して、どのくらいの割合かを示したものでございます。標準財政規模につきましては、左下に書いてございますけれども、当町では 57 億 241 万 3,000 円でございます。標準財政規模につきましては、地方自治体が標準的な行政運営の時に、通常収入されているであろう経常的な一般財源の規模を示すものでございます。この実質赤字比率につきましては、黒字であるため、ハイフン、横棒の表示となっております。該当なしとなっております。続いて、次の欄、連結実質赤字比率でございますが、こちらはすべての会計が対象となります。やはり赤字が発生した場合の標準財政規模に対する割合でございます。こちら黒字となっておりますので、同様の表示となっております。次の実質公債費比率でございますが、標準財政規模に対して、一般会計と普通会計が負担する地方債における元利償還金、及び、公営企業債の償還に対する繰り出しなどの準元利償還金がどの程度の割合になっているかを示した比率であります。これは、3 ヶ年の平均でございますが、8.8%となっております。昨年度に比べまして、0.3 ポイント上昇をしております。増加要因につきましては、平

成 24 年度に借り入れました辰野中学校トイレ改修工事、庁舎・消防庁舎自家発電改修事業などが、据え置き期間を経過し、元金償還が始まったことで、元利償還金が上昇したためでございます。一方で同じく辰野病院で借り入れておりました事業債の元利償還が 9 月償還で終了したことによりまして、元利償還金が抑制されたことが影響し、準元利償還金が減少したため、単年度あたり、平成 29 年度あたりの比率については、0.2 ポイントの減少となっております。今後も将来を見据えまして、起債の有効活用を図っていきたいと思います。次の欄の将来負担比率でございますが、一般会計と普通会計が将来、負担すべき地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額及び企業会計等他会計の実質的な負債額の標準財政規模に対する割合でございます。この比率は 15.3% となりまして、昨年と比べまして、9.3% 改善をしています。減少要因につきましては、地方債の現在高及び債務負担行為に基づく将来の支出予定額の減少、公営企業における起債について、新規借り入れを抑制した結果、繰り入れ見込み額の減少、土地開発公社の経営健全化による負債の負担見込み額が減少したこと等による要因がございます。次の行でございますが、この法律に規定されます早期健全化基準でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、これらの基準は、各市町村の標準財政規模により異なっている数字でございます。実質公債費比率、将来負担比率は、全市町村とも同じ数字でございます。この基準を超えた場合につきましては、財政健全化計画を定めてなければいけません。次の行の財政再生基準は、この基準以上である場合は、財政再生計画を定めなければいけないとされている基準の数値でございます。いずれの基準につきましても、辰野町は基準値を下回っておりますので、財政指標からは、健全財政を維持していると言えます。裏面をご覧ください、2 ページをご覧ください。こちらは平成 29 年度、公営企業会計における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定によりまして報告をさせていただくものでございます。こちらの数値となっております。資金不足比率は、資金不足が生じた場合、その額が事業規模に対して、どのくらいの割合かを示したものでございます。この事業の規模等につきましては、簡単に言えば営業収益でございます。一番左の欄及び次の欄でございますけれども、辰野町の法適用企業は、企業会計は、上水道事業会計と辰野病院事業会計の 2 会計でございます。次の欄の資金不足額・剰余額は、2 会計ともに剰余額でございます。こちらにつきましては、流動資産から流動負債を引いた額が黒字ということでございまして、上水道事業会計では、5 億

736万5,000円、病院事業会計では、1,360万1,000円の剰余額となっておりますので、資金不足ではないため、右から2列目の欄でございますが、資金不足比率は、ハイフン表示となって、該当なしとなっております。なお、この資金不足額・剰余額の算定につきましては、決算書のバランスシートの方で、また後ほどご確認いただければと思いますけれども、流動負債額からは建設改良等の財源に充てるための企業債を差し引いた数字を、この算定の際の流動負債の数字として、計算しておりますので、申し添えたいと思います。また一番右の欄の経営健全化基準は20%でございます。次に法非適用の企業会計でございますが、辰野町では簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計及び農業集落排水処理施設特別会計の4会計でございます。いずれの会計も資金不足・剰余額欄にありますように、剰余額、こちらは歳入から歳出を引いた額が黒字でありまして、資金不足額は出ておりませんので、資金不足率はやはり同様の表示となっております。またこちらの経営健全化基準も20%となっております。以上が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、平成29年度決算に基づいた数値でございます。以上、財政指標等の報告とさせていただきます。

○教育長

はい。報告第2号、平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、報告いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び、執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。平成29年度の辰野町教育委員会の事務事業について、教育委員会担当者による自己点検と委員による外部評価が完了しましたので、その結果を報告書として、提出するものでございます。詳しくはこども課長に説明いたさせますので、お聞きください。

○こども課長

報告書の対応について説明いたします。報告書の1ページをご覧ください。評価は辰野町第五次総合計画後期基本計画の主要施策に挙げた、事務事業を対象に行いました。外部評価委員として、上辰野、増澤英徳氏、羽場、塚間大治氏のお二人にお願いし、評価委員会を2回開催いたしました。2ページをご覧ください。対象とした事務事業評価の一覧です。42の事務事業を評価し、その内23の項目については、改善の

余地があるとして、今後の方向性について見直しの上で継続としました。3 ページをご覧ください。外部評価委員による評価結果の全般事項でございます。実績と成果として、子育て支援の事業内容が毎年、充実していると評価いただく一方で、積極的なPR、広報活動になお一層の努力をとご指導いただきました。各事業が滞りなく執行され、町民の人づくり、生きがいくくり、信頼づくりを確かなものに行っているなどと評価をいただいております。課題と今後の方向として、目標設定は、より具体的に、町民や各種団体の活性化を育む姿勢を大切に、一人ひとりの町民の方が、自身で考え行動できるサービスの提供を、学校における働き方改革により、長時間労働の是正を、総合教育会議について、町行政と教育委員会の連携により、少子化社会を見据えた教育制度改革の推進をなどの評価、ご助言をいただいております。4 ページ以降には、事務事業別に担当職員が説明した実績と成果、課題、有効性、効率性、経済性でみた自己点検結果と、それに対する外部評価委員の評価を記載しておりますので、ご確認ください。以上です。

○議長

次に報告第3号、専決処分の報告について、報告を求めます。

○総務課長

報告第3号、専決処分の報告について、地方自治法第180条の規定により、町が損害賠償の責を負うものについて、専決処分をしたので報告いたします。平成30年6月24日に発生した、財物事故であります。住民の方が町道を走行中、対向車とすれ違うために道路側溝を通過した際、グレーチングが跳ね上がり、ボディとホイールを破損したものでございます。示談が成立し、賠償金額12万960円支払いをいたしました。専決日は平成30年7月25日です。補償につきましては、全国町村会総合賠償保険にて処理いたしました。以上、報告いたします。

○議長

ただ今、報告事項ということで、まちづくり政策課長、教育長、こども課長、総務課長より各々所管の報告事項がございました。報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って、質疑を行いたいと思います。

○根橋（11番）

1号と3号に関して、ちょっとご質問したいと思いますが、1号の2ページですけど、上水道事業について、これみると先ほどの説明だと2行目の資金不足額・剰余

金のところは、流動資産から流動負債を引いたものだという説明があったんですけど、上水事業に関して言いますと、事業規模よりも剰余額が多くなっちゃってるんですけども、ちょっと違和感というか、これが本当に合ってるのかどうか、確認をしたいと思います。それから3号ですけども、依然としてこのグレーチングの跳ね上がり事故っていうのは、結構年間あるわけで、数年前にこのことに関して、どういう対応をしているのかっていう点で、グレーチングを町道のこの側溝ですかね、見直してくっっていうような答弁があったんですが、その後取り組みをしてるけれども、なおかつこういうような事故が散発しているのか、その2点についてお伺いします。

○議長

それでは1号、まちづくり政策課長お願いします。

○まちづくり政策課長

ただ今の上水のことにつきまして、お答えいたしますけれども、この数字自体がバランスシートご覧をいただいているかと思っておりますけれども、流動資本分でございます。と、この分引きますと、3億、5億となるわけでございますけれども、その際にですね、先ほども言いましたように、その分引く中で、控除企業債等の額を1億2,300万引いてございます。ですので、計算式でいきますと、その分が減らされて計算しておりますので、先ほどの病院の方でもご説明申し上げましたけれども、その分が引かれておりますので、バランスシート上の方で、その分計算をいただければ、その数字になってくる数字でございます。よろしく申し上げます。

○建設水道課長

はい。町道の事故の件でございますが、場所によってですね、道路改修というか、側溝整備等しなきゃいけないところについては行っております。なお、それ以外にですね、特にグレーチングが全線にわたってかかっているような町道等がございます。前にはすれ違いができないということで、グレーチングをかけて、すれ違いをするような形で、狭い町道のすれ違い等してたわけなんですけど、それによって、逆にですね、スピードを出して跳ね上げてしまうようなところがありますので、明らかに危険なところについては、今現在道路パトロール等して、補修等は行ってるわけなんですけど、それ以外については、U字溝の伏せ替え、今、グレーチングをかけるタイプじゃなくて、U字溝を逆伏せにして、V S側溝というような言い方もしますけれども、そういうような水路の形を変えてですね、対応するようなことにしておりますので、よろし

くお願いしたいと思います。なお、パトロールもしてるわけなんですけど、なかなか全町全て、目が届かないところがありますので、危険なところがございましたら、建設水道課の方に言っていただければ、直ちに対応、土嚢を置くですとか、標識を置くとか、早急的なことはやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

よろしいですか。

○根橋（11番）

再度ですみません。1号の報告で、今の例えば今回のその決算、出されている企業会計の貸借対照表をみますとね、流動資産から流動負債を引きますと約3億8,000万ぐらいだと思うんですけど、それになんか今言われたちょっとよくわからなかったんですが、それにこうなんか加えて、こうなってるっていうことでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。決算書を今お持ちかと思っておりますけれども、これ例年そうなんですけれども、流動負債からはですね、先ほど言いましたように、建設改良企業債の1億2,300万を引いております。それで計算する中でありますので、負債分が若干緩和されているとそういうことで、この剰余金が膨らんできているということで、これ例年やっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

よろしいですか。質疑を終結いたします。

○熊谷（3番）

報告第2号の2ページの中ほど、学校の適正規模・配置の検討、これが今後の方向性が休止っていうことでありまして、6ページのところに、その実施した内容のまとめが載っております。で、休止ということ、今後検討しない、ということになるかと思うんですが、この結果、まとめの結果の取り扱いについて、どういう風に今後されるかをお聞きしたいと思っております。

○教育長

はい。熊谷議員の質問にお答えをしたいと思います。学校のあり方検討委員会につきましては、昨年度結論を出し、教育委員会の見解とも出しておりますので、この問題につきましては、これ以上現段階では、議論をしないということで、ですが、この先、未来永劫にそうなのかっていうと、これはわからないので、これはまた状況が

大きく、社会情勢も含め、町の状況もね、大きく変わってきた時には、改めてまた、新たな学校の枠作りってということは検討しなければならない時期が来るんだろうと
いうことで、休止という形をとってございます。ですので、ここすぐまたね、数年で
またこれを再開しますよってということは、考えておりません。

○議 長

よろしいですか。ほかにございせんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 28、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳
情については、あらかじめ文書表を配布してあります。ここで事務局長に文書表を朗
読いたさせます。

○局 長

(文書表 朗読)

○議 長

以上、請願・陳情、4 件につきましては、それぞれ所管の各常任委員会に付託する
ことにいたしたいと思っておりますけれども、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決
しました。以上で本日の日程は、全て終了いたしました。本日はこれにて散会といた
します。長時間大変ご苦勞様でした。

1 1. 散会の時期

9 月 3 日 午後 12 時 02 分 散会